

令和5年5月1日

各位

新型コロナウイルス感染症の「5 類感染症への位置づけ変更」に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが 5 類感染症に変更されることに伴い発出された国のガイドライン(第 4 版)に従い、同感染症への対応は、令和 5 年 5 月 8 日以降、以下のとおりとしますので、ご協力をお願いいたします。

- マスクの着用は、個人の判断に委ねることを基本とします。
- 遺体に触れた後は、自身の顔などを触れる前に適切に手洗い等の手指衛生を実施するようにしてください。手指以外に遺体に触れた部位も洗浄や消毒をしてください。
- 適切に感染対策を行い、安全に通夜、葬儀、火葬が執り行えるように、斎場職員及び遺体等を取り扱う事業者の指示に従ってください。

なお、従事職員につきましては、感染予防対策としてマスクの着用をしたままでの業務となりますことをご承知おきください。

（事務担当 小出支所 斎場担当  
0467-53-1505）